

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

| 現行条文(R5.4) | | | | | | | | | | 新条文(R6.4) | | | | | | | | | | 改定理由 |
|------------|---|----|---|---|-----|-----------------|---|---|---|-----------|---|---|-----|-----------------|--|----------------------------|--|--|--|------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 項 | 項以下 | 編集節条 (項目見出し) | 現行条文 | 編 | 章 | 節 | 条 | 項 | 項以下 | 編集節条 (項目見出し) | 新条文 | | | | | |
| 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第2編 | 器具及び材料編 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第2編 | 器具及び材料編 | | | | | |
| 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 表2-3-1 | 高圧架橋ポリエチレンケーブル(6000V CV) (6000V CVT) | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | (5) | 高圧架橋ポリエチレンケーブル(6600V CV) (6600V CVT) | 誤記訂正 | | | | |
| 2 | 3 | 7 | 4 | 2 | 1 | (5) | 器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。 | 2 | 3 | 7 | 4 | 2 | 1 | 表2-3-7 | 器具は、「3-4-3-4 各種設備の落下防止」に対応した構造を有するものとする。 | 条文修正 | | | | |
| 2 | 3 | 10 | 1 | 2 | 1 | 8) | 補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、JIS C 4540-1(電磁式エレメンタリリレー第1部:一般要求事項)、 JEM-1038(交流電磁接触器) に適合するものとする。 | 2 | 3 | 10 | 1 | 2 | 1 | 8) | 補助継電器として用いる電磁形の制御継電器は、JIS C 4540-1(電磁式エレメンタリリレー第1部:一般要求事項)、JIS C 8201-4-1(低圧開閉装置及び制御装置第4-1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ)に適合するものとする。 | JEM規格廃止 JIS C 8201-4-1に | | | | |
| 2 | 3 | 10 | 1 | 2 | 1 | 10) | 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575 -1~4(ミニチュアヒューズ-第1部~第4部)、JIS C 8314(配線用筒形ヒューズ)、JIS C 8319(配線用栓形ヒューズ)、JIS C 8269-1(低電圧ヒューズ-第1部:通則)、JIS C 8352(配線用ヒューズ通則)及び JEM-1293(低圧限流ヒューズ通則) に適合するものとする。 | 2 | 3 | 10 | 1 | 2 | 1 | 10) | 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575 -1~4(ミニチュアヒューズ-第1部~第4部)、JIS C 8314(配線用筒形ヒューズ)、JIS C 8319(配線用栓形ヒューズ)、JIS C 8269-1(低電圧ヒューズ-第1部:通則)、JIS C 8352(配線用ヒューズ通則)に適合するものとする。 | JEM規格廃止 | | | | |
| 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第3編 | 電気設備工事共通編 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第3編 | 電気設備工事共通編 | | | | | |
| 3 | 4 | 16 | 3 | 0 | 0 | | 表3-4-12 | 3 | 4 | 16 | 3 | 0 | 0 | | 表3-4-13 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 16 | 3 | 0 | 0 | | 表3-4-13 | 3 | 4 | 16 | 3 | 0 | 0 | | 表3-4-14 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 17 | 2 | 0 | 0 | | 表3-4-14 | 3 | 4 | 17 | 2 | 0 | 0 | | 表3-4-15 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第4章 | 共通設備工 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第4編 | 共通設備工 | | | | | |
| 3 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 適用すべき諸基準 | 大分県 電気通信設備工事(道路照明工事等)の施工管理基準及び規格値(案)(令和4年3月) | 3 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 適用すべき諸基準 | 大分県 電気通信設備工事(道路照明工事等)の施工管理基準及び規格値(案)(令和5年3月) | 基準の改定による | | | | |
| 3 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 適用すべき諸基準 | 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和2年5月) | 3 | 4 | 2 | 1 | 1 | 1 | 適用すべき諸基準 | 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令(令和4年10月) | 基準の改定による | | | | |
| 3 | 4 | 3 | 4 | 1 | 1 | 各種設備の落下防止 | 第三者被害の懸念を有する壁面及び天井にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止装置のうち、2種類以上の異なる種類を組合わせたM8以上のボルト、ナット(以下、「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定するものとする。 なお、なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。 | 3 | 4 | 3 | 4 | 1 | 1 | 1 | 設備の落下防止等により第三者被害の発生が懸念される場合において壁面及び天井にあと施工アンカーボルト等により設備等を設置する場合は、落下防止装置のうち、2種類以上の異なる種類を組合わせたM8以上のボルト、ナット(以下、「二重落下防止の対策が施されたボルト、ナット」という。)を選定するものとする。 なお、なお、二重ナットも落下防止措置の1種類として取り扱うものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。 | | | | | |
| 3 | 4 | 3 | 4 | 2 | 1 | 各種設備の落下防止 | 第三者被害の懸念を有する以下の設備にあっては、さらにワイヤーロープ等で接続するものとする。 ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤーロープ等による対策は求めない。 ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備 「第三者被害の懸念を有する場所」とは、設置場所が一般者の立ち入りを制限した場所以外を指す。 | 3 | 4 | 3 | 4 | 2 | 1 | 各種設備の落下防止 | 設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所に設置される以下の設備にあっては、さらにワイヤーロープ等で接続するものとする。 ただし、本体構造による落下防止対策の実施が確認できるCCTV設備においては、ワイヤーロープ等による対策は求めない。 ・CCTV設備 ・トンネル照明設備 ・道路照明設備 「設備の落下等により第三者被害の発生が懸念される場所」とは、設置場所が一般者の立ち入りを制限した場所以外を指す。 | 条文修正 | | | | |

電気設備工事(道路照明工事等) 共通仕様書 新旧対照表

| 現行条文(R5.4) | | | | | | | | | | 新条文(R6.4) | | | | | | | | | | 改定理由 |
|------------|---|----|---|---|-----|--------------------|--|--|---|-----------|---|---|-----|---|--|--|------|--|--|------|
| 編 | 章 | 節 | 条 | 項 | 項以下 | 編集節条 (項目見出し) | 現行条文 | 編 | 章 | 節 | 条 | 項 | 項以下 | 編集節条 (項目見出し) | 新条文 | 改定理由 | | | | |
| 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 1 | 各種設備の落下防止 | ワイヤロープを固定する金具、 あと施工アンカーボルト等は、同様にロープにかかる許荷重の10倍以上の許容引張荷重(短期荷重用)を受け止める耐力を有することとし、 あと施工アンカーボルトにあっては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重(短期荷重用)により、非破壊引張試験を実施するものとする。 | 3 | 4 | 3 | 4 | 4 | 1 | 各種設備の落下防止 | ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等の許容荷重は 短期荷重用 を用いる。 ワイヤロープを固定する金具、あと施工アンカーボルト等は、ワイヤロープにかかる 固定荷重の10倍 を受け止める耐力を有すること。 あと施工アンカーボルトにあっては、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数をあと施工アンカーボルトの許容引張荷重(短期荷重用)により、非破壊引張試験を実施するものとする。 | 条文修正 | | | | |
| 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 器材の落下防止 | 第三者被害の懸念を 有する 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。 | 3 | 4 | 4 | 4 | 1 | 1 | 器材の落下防止 | 設備の落下等により第三者被害発生が懸念される場所において 、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルトナット部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。 | 条文修正 | | | |
| 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 | 1 | 器材の落下防止 | 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数を 許荷重の10倍 、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重(長期荷重用)のいづれか大きい値により、非破壊引張試験を実施するものとする。 | 3 | 4 | 4 | 4 | 2 | 1 | 器材の落下防止 | 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトにより器材を設置する場合は、あと施工アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上の本数を 固定荷重の10倍 、またはあと施工アンカーボルトの許容引張荷重(長期荷重用)のいづれか大きい値により、非破壊引張試験を実施するものとする。 | 条文修正 | | | |
| 3 | 4 | 5 | 2 | 1 | 1 | (3)管の接続 表番号 | 表3-4-2 表3-4-3 | 3 | 4 | 5 | 2 | 1 | 1 | (3)管の接続 表番号 | 表3-4-3 表3-4-4 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 5 | 5 | 1 | 1 | (1)管内配線 | 表3-4-4 | 3 | 4 | 5 | 5 | 1 | 1 | (1)管内配線 | 表3-4-5 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 6 | 1 | 1 | 1 | (2)ダクトの接続 | 表3-4-5 | 3 | 4 | 6 | 1 | 1 | 1 | (2)ダクトの接続 | 表3-4-6 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 6 | 2 | 1 | 1 | ケーブルラック設置 (7) | 第三者被害の懸念を 有する 壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。 | 3 | 4 | 6 | 2 | 1 | 1 | ケーブルラック設置 (7) | 設備の落下等により第三者被害発生が懸念される場所において 、壁面又は天井面にあと施工アンカーボルトによりケーブルラックを設置する場合は、二重落下防止の対策が施されたM8以上のあと施工アンカーボルトを選定するものとする。また、ボルト部においては、目視によるボルト、ナットの緩み確認用として、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキング(合いマーク)を施工するものとする。 | 条文修正 | | | | |
| 3 | 4 | 16 | 1 | 1 | 1 | (2) | B種接地工事は、表3-4-12によるものとする。 | 3 | 4 | 16 | 1 | 1 | 1 | (2) | B種接地工事は、表3-4-13によるものとする。 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 16 | 1 | 1 | 1 | (3) | C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-13によるものとする。 なお、表3-4-13に該当しない場合は1.6mm以上とする。 | 3 | 4 | 16 | 1 | 1 | 1 | (3) | C種接地工事及びD種接地工事は、表3-4-13によるものとする。 なお、表3-4-14に該当しない場合は1.6mm以上とする。 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 16 | 3 | 1 | 1 | B種接地工事の電気工作物 | 表3-4-12 表3-4-13 | 3 | 4 | 16 | 3 | 1 | 1 | B種接地工事の電気工作物 | 表3-4-13 表3-4-14 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 17 | 2 | 1 | 1 | 塗装 | 表3-4-14 | | | | | | | 塗装 | 表3-4-15 | 表番号繰り下がり | | | | |
| 3 | 4 | 18 | 1 | 1 | 1 | 一般養生 (1) | 受注者は、 工事の施工に伴い生じた現場発成品などは、第1編1-1-1-18工事現場発成品の規定によるほか、以下によるものとする。 (4)受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、その責任と費用負担において、 一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ、整然とした状態にすること。ただし、工事検査に必要な(2)足場、はしごなどは、監督員の指示に従って残置し、検査終了後撤去すること。 設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。 | | | | | | | 受注者は、 機器などの撤去 に伴い生じた現場発成品は、第1編1-1-1-18工事現場発成品の規定によるほか、設備などの撤去品の取扱いは、設計図書によらなければならない。 | 条文修正 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第4編 | 電気設備編 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 第4編 | 電気設備編 | | | | | |
| 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 適用すべき諸基 | 大分県 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和3年3月) | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 適用すべき諸基 | 大分県 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値(案) (令和5年3月) | 諸法令の改定にともなう | | | | |
| 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 適用すべき諸基 | 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和2年5月) | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 適用すべき諸基 | 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 (令和4年10月) | 諸法令の改定にともなう | | | | |
| 4 | 7 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1.一般事項 (4) | 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止ワイヤ固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。 | 4 | 7 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1.一般事項 (4) | 照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ポール等とをワイヤロープ等で接続するものとし、器具側の落下防止 用ワイヤロープ 固定部は、緩み止め処置等を行うものとする。 | 誤記訂正 | | | | |
| 4 | 8 | 4 | 1 | 2 | 0 | 器具の取付け及び接続 (11) | | 4 | 8 | 4 | 1 | 2 | 0 | 器具の取付け及び接続 (11) | 照明器具の落下防止対策を行う場合は、第3編3-4-4-4器材の落下防止の規定によるものとする。 | 施工方法の追記 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |